

## 【幼稚園教諭】

心理こども学科 第1表 (領域及び保育内容の指導法)〔令和元年度以降入学生適用〕

施行規則に定められた科目区分等		単位	左記に対応する本学の開講科目	単位	配当年次	備考
			本学授業科目			
領域に関する 専門的事項	国語	16	○日本語表現法	2	I	必修
			児童文学	2	II	
	算数		算数科概論	2	II	
	生活		生活文化概論	2	I	
	音楽		初等音楽1	2	I	教職必修
			初等音楽2	2	I	教職必修
			初等音楽3	2	III	
			初等音楽4	2	IV	
	図画工作		図画工作	2	I	教職必修
	体育		初等体育	2	II	教職必修
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			保育内容総論	2	I	必修
			保育内容の研究・健康	2	III	教職必修
			保育内容の研究・人間関係	2	II	教職必修
			保育内容の研究・環境	2	III	教職必修
			保育内容の研究・言葉	2	II	教職必修
			保育内容の研究・表現(造形表現)	1	III	教職必修
		保育内容の研究・表現(身体表現)	1	II	教職必修	
		保育内容の研究・表現(音楽表現)	1	II	教職必修	
		幼児教育指導法	2	III	教職必修	
				計	35	

- 備考 (1) 備考欄の「教職必修」とは、教職課程履修者にとって必修となる科目。
- (2) 備考欄の「必修」とは、心理こども学科の必修科目。
- (3) ○印の付された科目は、「共通科目」、それ以外の科目は心理こども学科の専門科目として開講。
- (4) 第1表「領域及び保育内容の指導法」の法定必要単位は16単位であるが、それを超えて修得した単位は、第3表「大学が独自に設定する科目」の単位に充当する。
- (5) 各科目は必ず、配当年次に履修しておくこと。配当年次を過ぎた科目については、時間割上学科の必修科目と重複して履修できなくなる場合がある。1年次から計画をたてて履修し、単位を修得することが必要である。

心理こども学科 第2表 (教育の基礎的理解に関する科目等) (令和元年度以降入学生適用)

施行規則に定められた科目区分等			左記に対応する本学の開講科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	本学授業科目	単位数	配当年次	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	II	教職必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		幼児教育学原理	2	II	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教職概論	2	I	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育経営論	2	III	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育・学校心理学	2	I	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		発達心理学	2	I	
			特別支援教育	2	II	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法論	2	II	教職必修
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解の理論と方法(教育相談を含む)	2	III	教職必修
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導(幼稚園) I	1	II	教職必修
			教育実習 I	1	II	教職必修
			教育実習指導(幼稚園) II	1	III	教職必修
			教育実習 II	3	III	教職必修
	教職実践演習		2	IV	教職必修	
	計	21		計	28	

備考 (1) 備考欄の「教職必修」とは、教職課程履修者にとって必修となる科目。

(2) 備考欄の「必修」とは、心理こども学科の必修科目。

(3) 第2表「教育の基礎的理解に関する科目等」の法定必要単位は21単位であるが、それを超えて修得した単位は第3表「大学が独自に設定する科目」の単位に充当する。

心理こども学科 第3表 (大学が独自に設定する科目)〔令和元年度以降入学生適用〕

施行規則に定められた科目区分等		左記に対応する本学の開講科目		備考
科目区分	単位数	本学授業科目		
大学が独自に設定する科目	14以上	「領域及び保育内容の指導法に関する科目」 「教育の基礎的理解に関する科目」 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」 「教育実践に関する科目」 について、併せて14単位以上を修得		最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の余剰単位を流用する。

備考 法定必要単位数は、最低必要単位を超えて修得した第1表「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、第2表「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位で充足するのでそれぞれの余剰単位に留意すること。

心理こども学科 第4表 (教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)〔令和元年度以降入学生適用〕

施行規則に定められた科目区分等		左記に対応する本学の開設科目			履修方法
科目	単位	本学授業科目名	単位	配当年次	
日本国憲法	2	日本国憲法	2	I	教職必修
体育	2	健康スポーツ1	1	I	
		健康スポーツ2	1	I	
		健康科学	1	I	
外国語コミュニケーション	2	英語1	1	I	2科目教職選択必修
		英語2	1	I	
		英語3	1	I	
		英語4	1	I	
		フランス語1	1	I	
		フランス語2	1	I	
		中国語1	1	I	
		中国語2	1	I	
		韓国語1	1	I	
韓国語2	1	I			
情報機器の操作	2	情報リテラシー1	2	I	1科目教職選択必修
		情報リテラシー2	2	I	

備考 (1) 上記科目はすべて「共通科目」として開講。

(2) 備考欄の「教職必修」、「教職選択必修」とは、教職課程履修者にとって必修、選択必修となる科目。